

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
150	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	災害復旧工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減し、文化財建造物の防災対策を推進する。	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、 桶川市、 静岡県、 八幡市、 羽曳野市、 徳島市、 松山市、 大牟田市、 久留米市、 長崎県、 五島市	<p>○本県においては、平成26年の台風災害において、寺院の庭園に被害が生じたが、早期の復旧を見送った事例がある。2次災害の恐れや、通行に支障を生じる場合、国の現状確認を待てないことは十分考えられるため、運用の改善が必要と考える。</p> <p>○災害復旧工事においては拙速な対応が求められるが、文化財所有者(個人)に対しての負担を減らすために国庫補助対象の拡大を求めたい。</p> <p>○本市にある国指定史跡・天然記念物で平成27年度に土砂災害が発生したが、土砂除去など応急的な措置については市の単費での負担となった(災害復旧工事については国庫補助を活用)。</p> <p>○本市においても、重要文化財をはじめとする文化財指定を受けた建造物等や史跡が数多く存在する。提案団体と同様、災害等の影響で、国の現状確認前に、緊急に復旧工事が必要となった場合、所有者に対して大きな負担となる。</p> <p>○平成24年4月に起きた大風により重要文化財が大きな被害を受けた。早急な対応が必要であったが、国の補正予算を待っている被害拡大のおそれがあり、所有者等へも大きな影響を与えるため、単県で補助し修理等を実施した。こうした緊急に対応する必要がある案件について、国庫補助がなかったため、文化財所有者に対して大きな負担となっている。</p> <p>○建造物に限らず、文化財の災害復旧については補助対象となる範囲が極めて限定的で、災害復旧に必要な措置であっても補助対象とならない場合が多い。本市においても、史跡指定地の土砂崩れによって流出した土砂の緊急的な撤去は自己負担となった例が過去にある。</p> <p>○国の現状確認前の緊急性の担保や事前確認の簡略化などの運用方法の検討などの課題はあるが、緊急に必要なとして措置した費用に対する所有者負担の軽減は、文化財保護に効果があると考えます。</p> <p>○災害時は関係機関との協議を待たずに、早急に対応しなければ被害が拡大する場合もあるため、災害復旧工事に対する補助対象の拡大等の運用改善を望む。</p>	<p>○御提案の災害時における緊急的な応急措置については、国庫補助金の交付決定前着工(事前着工)を可能としており、国指定等文化財の所有者又は管理団体は国庫補助金の交付決定前であっても、その事前着工の内容等に関して文化庁及び都道府県教育委員会に確認をとり、事前着工届を都道府県を通じて文化庁へ提出することにより、応急措置の実施後において、その要した経費について国庫補助金の交付申請が可能となっている。</p> <p>(文化財保存事業費関係国庫補助実施要領(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱について(平成23年11月10日文化庁伝統文化課事務連絡))</p> <p>○上記手続き中の文化庁・都道府県教委との確認過程において、所有者・管理団体は、具体的な応急措置の工法・工程並びにどのような工事が事後において国庫補助の対象となり得るか等について文化庁等と事前に調整を行うこととなっており、この過程において当該災害復旧工事における国庫補助対象は明確化されることとなっている。</p> <p>○原則的に、国庫補助の対象となる経費は各事業の補助要項において明記されているところであるが、緊急的な災害復旧時においては個別の事案ごとの状況を踏まえた機動的な対応が必要となることから、各事業要項を基本としつつも、所有者・管理団体と文化庁等との調整時において個別具体的に判断しているところ。</p> <p>○文化庁としては所有者・管理団体の負担を軽減できるよう、上記原則を踏まえつつできる限り柔軟に対応したいと考えている。上述のとおり具体的な対応については個別事例ごとに判断する必要があることから、災害による文化財の被害が発生した際には、できるだけ早めに文化庁・都道府県教委に御相談いただきたい。</p>